

第46回 福島県文学賞作品募集要項

県教育委員会では、本年度も下記要項のとおり「県文学賞」の作品を募集します。詳細については、県教育庁文化課にお問い合わせください。電話 (0245) 21-7786

1. 趣 旨

県民から作品を公募して優秀作品を顕彰し、地方文化の進展と本県文学の振興をはかる。

2. 主 催

福島県教育委員会・福島民報社

3. 募集作品の部門および規格

部 門	枚数または作品数	規 格
小 説	小 説 (一般・青少年) 400字詰原稿用紙で30枚以上100枚までのものとする。	1. 未発表の原稿作品(ワープロ原稿も可) 2. 同人誌(平成4年1月1日以降に発行されたもの) 3. 単行本(平成4年1月1日以降に発行されたもの) * 1、2、3のいずれでもよい。 * 2、3の場合、作品の枚数は原稿作品に準ずるものとする。(人説部門は400字詰原稿用紙に換算した枚数を明記のこと)
	戯 曲 (一般・青少年) 400字詰原稿用紙で45枚以上100枚までのもので40分から60分程度で上映、上演できるもの	
詩	一 般 10篇以上	○冊子にまとめること。(原稿用紙、ワープロ原稿、印刷も可) ○同人誌などに発表した作品が含まれていてもよい。 ○単行本もよい。(平成4年1月1日以降に発行されたもの)
	青 少 年 5篇以上	
短 歌	一 般 50首	○左記の作品数を冊子にまとめること。(原稿用紙、ワープロ原稿、印刷も可) ○同人誌などに発表した作品が含まれていてもよい。
	青 少 年 20首	
俳 句	一 般 50句	○同人誌などに発表した作品が含まれていてもよい。
	青 少 年 20句	

- (注) (1) 複数の部門に応募できるが、1人1部門につき1作品とする。
 (2) 当文学賞の授賞発表より前に、他の文学賞で入賞したものについては、選考の対象外とする。
 (3) 青少年とは20歳未満で中学生以上の者とする。(締切日現在)
 (4) 青少年は一般の部にも応募することができるものとする。ただし、この場合は一般の規格に合った作品を提出するものとする。

4. 応募資格

県内在住者。ただし、生徒および学生については県外勉学中の県人を含む。

5. 応募方法

(1) 応募作品は、表紙をつけ、作品題、氏名を明記し、必ず5部(コピーも可)提出すること。

(2) 応募作品の5部すべての末尾に、次の事項を記載した用紙を添付すること。

- ① 応募部門(一般・青少年の別も記入すること)②作品題 ③氏名(ペンネームの場合は、本名も記入すること。いずれにもふりがなをつけること)④生年月日および年齢 ⑤住所 ⑥電話番号 ⑦職業(勤務先、学校名等)⑧文学歴(県文学賞受賞歴)⑨所属等

(3) 点字作品は翻訳(ペン書等)して応募すること。

(4) 応募作品は返却しない。

(5) 応募作品は県文学集に登載することがある。

6. 送 付 先

福島県教育庁文化課内「県文学賞係」 〒960 福島市杉妻町2-16

7. 賞 の 種 類

4部門ごとに「文学賞」「準賞」「奨励賞」および「青少年奨励賞」を授与する。

ただし、(1)すでに「文学賞」を受けた者は、同一部門において授賞の対象としない。

(2)「準賞」「奨励賞」を受けた者は同一部門において同一の賞は授賞の対象としない。上位の賞は授賞の対象とする。

(3)「青少年奨励賞」は青少年の部を対象とする。すでに受けた者は同一部門において授賞の対象としない。

8. 締 切 期 日

平成5年7月31日(出) (必着)

9. 発 表 式

平成5年10月中旬(入賞者は本人あて通知するとともに、報道機関を通じ公表する。)

10. 授 賞 式

平成5年11月3日(休)「文化の日」

11. 審 査 委 員

岩 間 芳 樹	木 村 幸 雄	村 上 節
大 滝 清 雄	有 我 祥 吉	榎 さわ子
森 岡 貞 香	大 庭 新 之 介	市 来 勉
金 子 兜 太	藤 村 多 加 夫	目 黒 十 一